

犬の登録・ 狂犬病予防集合注射

犬の登録と狂犬病予防注射は法律で義務付けられています。予防注射を下記の日程で行ないますので必ず受けてください。犬の登録をしていない人は注射会場でも登録できます。登録済みの人は通知はがきを注射会場へ持参してください。登録内容に変更(犬の死亡・飼い主の変更・住所変更など)がある場合は、環境衛生課までご連絡ください。

※4月1日からワクチンなどの資材購入費が消費税増税により引き上げられたため、注射料金を2,500円から2,600円に変更になりました。

実施日	時間	会場
5月12日 (月)	9:30~ 9:50	日向集会所
	10:10~10:30	上古閑公民館
	10:40~11:00	合志市商工会支所
	13:30~14:00	合志小跡グラウンド
	14:10~14:30	上庄公民館
5月14日 (水)	9:30~10:20	杉並台中央公園
	10:40~11:30	永江ふれあいセンター
	13:30~14:20	すずかけ台中央公園
	14:30~15:00	泉ヶ丘中央公園
5月15日 (木)	9:30~ 9:50	南群コミュニティセンター
	10:00~10:30	群区グラウンド
	10:40~11:10	黒石原コミュニティセンター
	13:30~14:00	栄グラウンド
5月17日 (土)	9:00~ 9:30	合志小跡グラウンド
	9:50~10:50	泉ヶ丘市民センター

●問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎) ☎248-1202



料金(1頭につき)	登録済の犬	未登録の犬
注射料	2,600円	登録料 3,000円
注射済票交付料	500円	注射料 2,600円
		注射済票交付料 500円

受付時は混雑しますので、なるべくおつりが無いようお願いいたします。

実施日	時間	会場
5月19日 (月)	9:30~10:00	野々島公民館
	10:10~10:30	本村区構造改善センター
	10:50~11:10	上生グラウンド
	13:30~14:00	合生文化会館
	14:20~14:40	辻久保区学習センター
5月21日 (水)	9:30~10:20	西合志庁舎
	10:40~11:20	黒石市民センター
	13:30~14:00	新開公民館
5月22日 (木)	9:30~10:00	須屋浄化センター
	10:20~10:50	上須屋学習センター
	11:10~11:30	ユトリック公民館
5月24日 (土)	9:00~ 9:50	須屋市民センター
	10:10~10:40	妙泉寺体育館
	11:00~11:30	黒石市民センター
	13:00~13:50	西合志庁舎
	14:10~14:40	野々島公民館
	14:50~15:10	合生文化会館

燃やすごみ減量のポイント
使用済み廃食用油(天ぷら油)を新聞紙にしみ込ませたり凝固材などで固めたりして燃やすごみに出していませんか。
廃食用油はペットボトルや元のプラスチック容器に冷ましてから移し替え、拠点回収所に出してください。廃食用油は下水道や浄化槽に流さないでください。

●拠点回収所
西合志庁舎・須屋浄化センター・野々島公民館・ふれあい館・塩浸川浄化センター・ヴァイブル・泉ヶ丘市民センター・みどり館

家庭から出る燃やすごみの量
(一人1日あたり)

平成23年度(4月~1月) 469g
平成25年度(4月~1月) 472g
3g増

平成24年度4月~1月は471g

※ごみ排出量は、東部清掃工場に収集車で搬入されるごみと直接搬入されるごみの量です。可燃性粗大ごみは含みません。

燃やすごみの量を減らしましょう

税金

平成26年度
軽自動車税の減免申請

問い合わせ先
税務課(合志庁舎)
☎248-1114

障害者手帳を有している本人が所有、または精神障がい者や18歳未満の障害者手帳を有している者と生計を一にする家族などが所有し、通院・通学などのために使用する軽自動車などは、申請により1台に限り軽自動車税の減免を受けることができます。

※普通自動車税の減免を受ける人は軽自動車税の減免を受けることができません。

●申請期間

納税通知書が届いてから
5月26日(月)まで

※納税通知書は5月の初旬に郵送します。

●申請場所 税務課

●申請に必要なもの
自動車検査証、運転免許証、納税通知書、印鑑、身体障害者手帳など(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)※手帳の等級などは問いません。

固定資産課税台帳の縦覧・閲覧

資格者	縦覧	閲覧
納税者	○	○
免税点未満により課税が発生しない人	×	○
納税者の同居の親族	○	○
別居の親族	要委任状	要委任状
納税管理人	○	○
借地人・借家人	×	当該権利の目的である土地・家屋
1月1日以降の新所有者	×	○

※免税点未満とは、同一市町村に所有者が有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が一定の額に満たない場合に固定資産税を課することができない金額(土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満)のことです。

固定資産課税台帳の縦覧・閲覧ができます

縦覧 納税者が市内の他の土地・家屋の価格を確認できます。
閲覧 納税義務者本人が自己の資産の内容を確認できます。

●縦覧・閲覧期間

6月30日(月)まで

●縦覧・閲覧場所 税務課

●手数料 無料

※縦覧・閲覧の申請の際に、本人確認のため受付簿への記入と、本人および資格者の確認できる証明書(運転免許証・保険証・賃貸借契約書・売買契約書など)、印鑑をご持参ください。

税の納付は便利な口座振替で

平成26年度 市税の納期限

	軽自動車税	市県民税・固定資産税 国民健康保険税	口座振替日	口座振替依頼書提出期限
全期	6月2日(月)			4月30日(水)
第1期		6月30日(月)	左記と同じ	5月30日(金)
第2期		7月31日(木)		6月30日(月)
第3期		9月 1日(月)		7月31日(木)
第4期		9月30日(火)		8月29日(金)
第5期		10月31日(金)		9月30日(火)
第6期		12月 1日(月)		10月31日(金)
第7期		1月 5日(月)		12月25日(木)
第8期		2月 2日(月)		左記と同じ

※ゆうちょ銀行の口座振替依頼書提出は、上記の提出期限よりさらに1カ月前までになります。

税の納付には、便利な口座振替があります。受付日の翌月末日(月末が土・日・祝日の場合は月初めの営業日)から指定の口座より自動的に引き落とされます。
手続きは、税務課、西合志庁舎総合窓口、須屋支所、泉ヶ丘支所、市内の指定金融機関や収納代理金融機関でできます。

●指定金融機関
菊池地域農業協同組合

●収納代理金融機関
肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、ゆうちょ銀行、熊本県信用組合

本市の滞納処分(差押)の実績

(平成25年4月~平成26年1月末現在)

差押項目	件数	金額
不動産・動産 預貯金・給与など	303件	11,267,296円



タイヤロック

税金は、納期限内に納めましょう

滞納処分とは、国税徴収法に基づき、滞納者の不動産(土地・建物)、動産、給与、生命保険、自動車などを差し押さえて強制徴収するものです。差し押さえた物件は、インターネット公売や県との合同公売などで売却して現金化し滞納税にあてます。
滞納があるからといって、すぐに滞納処分というわけではありません。滞納に対して納税相談もなく、相談をしても約束を守らない滞納者を対象に、滞納処分を執行します。

税金の収納率向上を目指し
徴収(滞納処分)を強化